# 類型指定見直しの対象となる湖沼の整理・検討について

宮城県環境対策課

### 1. 類型指定の見直し対象湖沼の選択・絞り込みの考え方

昨年度に実施した類型指定見直し対象湖沼の選択・絞り込みに当たっての基本的な考え方については以下のとおり。

### (1) COD等

類型指定済みの12湖沼(栗駒ダム、花山ダム、鳴子ダム、伊豆沼、長沼ダム、漆沢ダム、南川ダム、釜房ダム、大倉ダム、樽水ダム、七北田ダム、七ヶ宿ダム)を対象に、現状の類型指定及び達成期間の見直しについて、検討の必要性を判断した。

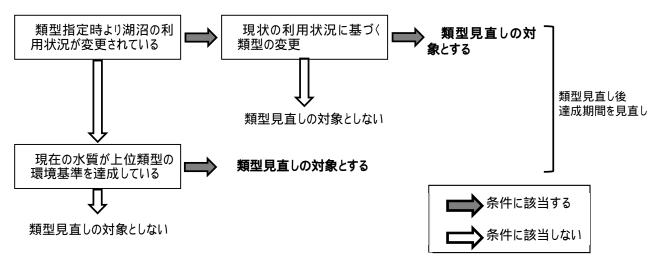
## ア 類型指定の見直しの必要性について

以下の3項目により判断した。

- ・水域の利用目的の変更の有無
- ・類型指定以前から現在までの水質の状況
- ・上位類型の環境基準の達成状況(A類型、B類型)

なお、水域の利用目的のうち<u>厳然たる自然地の探索である「自然環境保全」</u>は、A A 類型に相当するが、「人工湖は、元の自然から大きく改変され、厳然たる自然地ではないため、自然環境保全相当とは言えず、対策を講じた場合に達成可能な最高ランクとする。」との見解が国の審議会(平成 15 年中央環境審議会水環境部会陸域環境基準専門委員会)で示されており、<u>当</u>県においてもこの見解を踏まえるものとした。

### 【類型指定見直し対象湖沼の選択・絞り込みの考え方フロー ( COD等 )】



達成期間の見直しについては、水質のトレンド等から判断し、 現状の達成期間と齟齬が生じている湖沼についても実施。

#### (2) T - P

### ア 類型指定済み湖沼(5湖沼)

既に類型指定済みの5湖沼(南川ダム、釜房ダム、大倉ダム、七北田ダム、七ヶ宿ダム)を対象に、現状の類型指定及び達成期間の見直しについて、検討の必要性を判断した。

#### (ア)類型指定の見直しの必要性について

以下の2項目により判断した。

- ・水域の利用目的の変更の有無
- ・上位類型の環境基準の達成状況

## イ 類型未指定湖沼(7湖沼)

類型が未指定の7湖沼(栗駒ダム、花山ダム、鳴子ダム、伊豆沼、長沼ダム、漆沢ダム、樽水ダム)を対象に、直近10年間の水質による類型指定の要件の該当状況から、新規指定の検討の必要性を判断した。

#### (ア)新規指定の必要性について

以下の2項目全てに該当する湖沼を対象とする。

- ・水質汚濁防止法及び公害防止条例に係る特定施設が流域にある
- ・ 燐含有量規制対象 (排水基準適用)湖沼

新規指定に当たっては、環境基準が適用された場合の汚濁負荷削減対策、特に汚濁排出源(点源)への規制手段の有無が重要となる。<u>汚濁原因となり得る特定施設が存在しても、規制対象の水域でなければ排水規制が及ばないことから、2項目全てが必要と整理した。</u>

#### (3) T - N

#### ア 類型未指定湖沼(12湖沼)

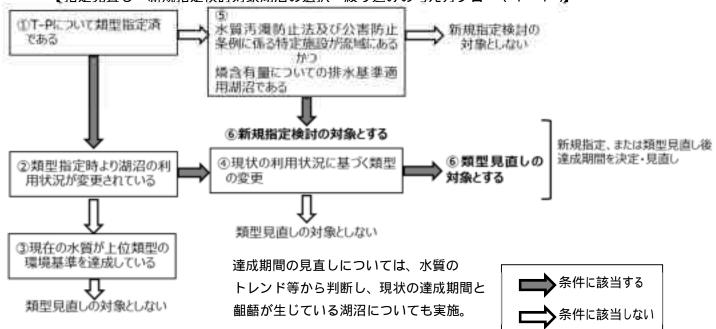
類型が未指定の 12 湖沼を対象に、類型指定の要件から、新規指定の検討の必要性を判断する。(当分の間適用しないとしている 5 湖沼(南川ダム、釜房ダム、大倉ダム、七北田ダム、七ヶ宿ダム)も含む。)

#### (ア)新規指定の必要性について

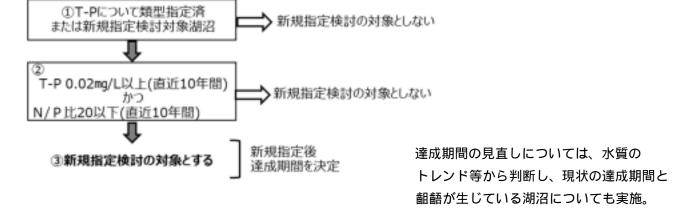
水質汚濁防止法施行規則に基づき、以下の2要項目1全てに該当する湖沼を対象とする。

- ・T-P 0.02 mg/L 以上(直近 10 年間の水質)
- · N / P比 20 以下 (直近 10 年間の水質)

#### 【指定見直し・新規指定検討対象湖沼の選択・絞り込みの考え方フロー(T-P)】



### 【新規指定検討対象湖沼の選択・絞り込みの考え方フロー(T-N)】



<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 全窒素の項目の基準値を適用すべき湖沼の条件:水質汚濁防止法施行規則(昭和 46 年総理府令・通商産業省令 第 2 号。以下「規則」という。)第 1 条の 3 第 2 項第 1 号

## 2. 絞り込みの結果

- 1. の考え方に基づき絞り込んだ結果、指定見直し・新規指定の検討対象となる湖沼は次のとおり。
- (1) COD等(指定見直し対象)

栗駒ダム、花山ダム、鳴子ダム、伊豆沼、長沼ダム、漆沢ダム、釜房ダム、大倉ダム

(2) T-P

ア 指定見直し対象

対象湖沼なし

イ 新規指定検討対象

栗駒ダム、鳴子ダム、伊豆沼、長沼ダム

(3) T-N

新規指定検討対象

伊豆沼、長沼ダム、七北田ダム

#### 3. 達成期間

直近 10 年間の水質による環境基準達成状況、水質のトレンド等から判断し、現状の達成期間と 齟齬が生じている湖沼について見直し対象とする。また、達成期間は、<u>あてはめた類型での環境</u> 基準達成率や将来水質予測を踏まえ設定する。

なお、達成期間の区分は、「水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取扱いについて」(昭和60年6月12日付け環水管第126号)で以下のとおり定められている。また、期間内に環境基準の達成が見込めない湖沼は、暫定目標の設定について検討する。

(1) 水質汚濁に係る環境基準の達成期間の区分は、原則として次のとおりとする。なお、「八」は遅くともおおむね10年以内に達成することを目途とする。

「イ」: 直ちに達成

「口」:5 年以内で可及的速やかに達成

「八」:5年を超える期間で可及的速やかに達成

(2) 湖沼について、(1)に掲げる達成期間の区分により難く、段階的に水質改善を図る必要がある場合には、達成期間を「段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。」とすることができるものとする。

